瀬田公民館だより　第７９２号　令和６年３月１日　発行

SETA 大江のかけ橋 3月号

瀬田学区　人口：14,927人［前月比−9］　世帯数：6,240世帯［前月比−6］
（令和6年2月1日現在）
発　行　瀬田公民館 〒520-2141大津市大江三丁目2-1 Tel 545-4084

令和5年度大津市地域女性団体連合会表彰 感謝状受賞おめでとうございます！

福山　あかね　様　　三上　真琴　様　　河野　真佐子　様　　大東　敦子　様

（順不同）

『母と子のつどい』ご案内　～瀬田地区民生委員児童委員協議会主催～

日　時：**令和６年３月１１日（月）　９：３０～１１：３０**
場　所：瀬田公民館　３階　大会議室
対象者：０～３歳の子どもと保護者
内　容：瀬田幼稚園 “ゆめぽけっと” による人形劇（事前予約不要・時間内の出入り自由）

【お問い合せ先】瀬田公民館　☏545-4084

瀬田幼稚園・子育て支援事業のご案内

◆わくわくサロン（0～2歳児親子対象）
令和6年3月1日、8日（金）9：30～11：00
◆プチげんきっこクラブ（2歳児親子対象）
令和6年3月5日（火）11：00～12：30
3月12日（火）9：30～11：00

◆園庭開放
・月曜・火曜・木曜・金曜　15：00～17：00
・水曜　13：30～17：00

【お問い合せ先】瀬田幼稚園　☏545-4201

移動図書館さざなみ号 巡回日程

日　時：**令和６年３月１日、１５日、２９日（金）11：00～11：45**
場　所：瀬田市民センター前

【お問い合せ先】大津市立図書館　☏526-4600

瀬田いきいき体操　～瀬田あんしん長寿相談所・瀬田公民館共催～

日　時：**令和６年３月１８日（月）10：00～11：00**
場　所：瀬田公民館　３階　大会議室
内　容：DVDに合わせて体を動かします
持ち物　：汗拭きタオル、水分補給用飲料
定　員：先着２０名
参加費：無料です

はじめての方も大歓迎です！

BIWA-TEKU
イベントポイントがもらえる！

【お申込み、お問い合わせ先】瀬田公民館　☏545-4084

豊郷小学校旧校舎群を訪ねます！　～勢多歩こう会主催～

アニメ『K-ON』の聖地、建築家ヴォーリズ氏の設計による豊郷小学校旧校舎群を訪ねます！

豊郷小学校旧校舎群は、昭和12年に近江商人で商社「丸紅」の専務であった古川鉄治郎氏によって寄贈され、建築家ヴォーリズ氏の設計で建てられました。

当時は「白亜の教育殿堂」「東洋一の小学校」と言われ、平成25年には国の登録有形文化財に登録されました。アニメ『K-ON』の舞台（ウサギとカメの階段の手すり）でも有名です。

1時間程度の現地案内を受けます。（伊藤忠兵衛記念館も説明あり）

日　　時：**令和６年３月１７日（日）** 雨天決行

場　　所：ＪＲ瀬田駅　8：40集合（8：55発 JR乗車）

コース　：瀬田駅 ▬▬ 彦根駅 ▬▬ 豊郷駅 ⇒犬神の君遺跡公園 ⇒八幡神社 ⇒旧豊郷小学校 （昼食）⇒伊藤忠兵衛屋敷跡 ⇒伊藤忠兵衛記念館 ⇒豊郷駅（14:28発） ▬▬ 彦根駅 ▬▬ 瀬田駅（15:35解散）《行程：約3km》

持ち物　：交通費、飲み物、昼食、雨具等

申込期限：3月13日（水）※申込期限が過ぎた後の受付はできませんのでご注意ください

【お申込み、お問い合わせ先】 瀬田公民館　☏545-4084

こんな時にご相談ください　～瀬田あんしん長寿相談所より～

瀬田あんしん長寿相談所（瀬田地域包括支援センター）では、高齢者の方がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活していただけるよう以下の例のような相談をお受けしています。

◆介護や福祉のご相談　・介護保険のことを知りたい時、利用したい時
・病院から退院する時にどんな準備をすればよいのかわからない時
・「もの忘れ」「認知症」が気になった時、お困りの時

◆権利擁護等のご相談　・高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度利用に関すること

◆介護予防のご相談　・介護予防・日常生活支援総合事業、その他のサービス等の組み合わせを一緒に考え、提案させていただきます

◆講座依頼のご相談　・地域に出向き、介護予防や認知症等に関する講座を行います

来所だけでなく電話や訪問による相談も受け付けています。相談は無料です。

【お問い合せ先】 瀬田あんしん長寿相談所　☏545-3918／545-3931

瀬田小の児童が見学に来てくれました

昨年の11月14日（火）と28日（火）に、瀬田小学校2年生のみなさんが課外授業の一環で、当市民センターの見学に来てくれました。

その時に感じたことや学んだことを、児童の皆さんがそれぞれたくさん書いてくれました。そのレポートを当市民センター1階通路に掲示していますので、お越しの際はぜひご覧ください。

やめましょう！歩きスマホ

道路を通行している時にいわゆる“歩きスマホ”をすることは、周りへの注意がおろそかになり、交通事故や犯罪被害に遭う危険性が高まります。“歩きスマホ”は絶対にやめましょう！

大津市交通安全条例第５条第２項

道路を通行する歩行者は、スマートフォン等の情報機器の画面に表示された画像を注視するなどの周囲への注意が散漫となる行為を行いながら歩行することによって道路交通に危険を生じさせないようにしなければならない。